

# ハローワークもりおか

懇 切

公 正

迅 速

平成21年8月 No.431

平成21年度第一回

## 『盛岡地域雇用対策推進協議会』が開催されました

去る7月13日（月曜日）に岩手自治会館に於いて、標記協議会を開催しました。本協議会は、盛岡公共職業安定所管内における地方公共団体及び経済・商工団体等との雇用問題に関する相互の連携を強化し、管内の雇用失業情勢の的確な把握と迅速な対応及び各種雇用対策の円滑な推進により、労働力需給調整機能の増進を図ることを目的に設置されたものであり、事務局を当所に置き、盛岡公共職業安定所長を座長とし、毎年定期的に開催しているところです。

冒頭、当所千田正範所長は挨拶の中で、「依然として地元就職志向が高いものの、地元求人の減少やこれに加えて事業所の採用計画が遅く、求人申込みが遅れがちであることなどが要因で、県外への就職を余儀なくされており、大変厳しい経済情勢の中ではありますが就職未定卒業者の防止とともに、一人でも多くの地元就職を確保するために、今後、相互の連携を図りながら、早期の地元求人の確保に努めなければならない」と新卒者対策の重要性をアピールしました。続いて、陣ヶ岡勉業務次長から協議会要綱の変更、雇用対策の拡充について説明し、岩手労働局から地域雇用対策関係業務、雇用均等室業務について説明をいただきました。その後、各機関及び各団体から前年度の雇用対策の取り組み状況、今年度の運営方針についてご説明をいただきました。最後に意見交換等活発な論議がなされるとともに、今後の運営方針について確認し閉会しました。



○ 「盛岡地域雇用対策推進協議会」が開催されました	..... 1
も ○ 障がい者情報交換会・就職相談会開催のお知らせ	..... 2
く ○ 「もりおか就職面接会」開催される	..... 3
じ ○ 雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金のお知らせ	..... 3
○ 最近の求人求職の動き	..... 4

## 障がい者 情報交換会・就職相談会が開催されます

障害者の雇用促進を目的とした「障がい者雇用関係情報交換会」・「障がい者就職相談会」が下記のとおり開催されます。このイベントは、昭和59年から開催されて26回目を迎えることになりますが、障害者と企業との橋渡しに大きな実績をあげています。企業の皆様方には、障害者雇用についてより一層のご理解をいただくためにも、是非ご参加くださるようお願いいたします。



- 第一部 13:00~14:10**  
障がい者雇用関係情報交換会
- 第二部 14:30~16:30**  
企業と障がい者との就職相談会



日時  
平成21年9月18日(金曜日)  
会場  
盛岡グランドホテル  
(盛岡市愛宕下1-10)

**チャンスをあなたの手に!**

平成21年度  
**障がい者就職相談会**

日 時	会 場
平成21年9月18日(金) 午後2時30分~4時30分 ※受付時間 午後2時~2時20分	盛岡グランドホテル (盛岡市愛宕下1-10)

● この就職相談会は、障害を持った方と企業の人材担当者との面接及び情報交換等をする中で、障害者の雇用促進を図るために行なうものです。  
詳しいお問い合わせ等はハローワーク盛岡へお問い合わせください。(窓口: 番号窓口)

● なお、会場へのお問い合わせはしないようお願いいたします。

●問い合わせ先  
ハローワーク盛岡 専門相談部門(④番窓口)  
電話 : 019-624-8904

主 催 岩手県労働局 盛岡公共職業安定所  
岩手県障害者雇用センター 岩手県障害者雇用促進会

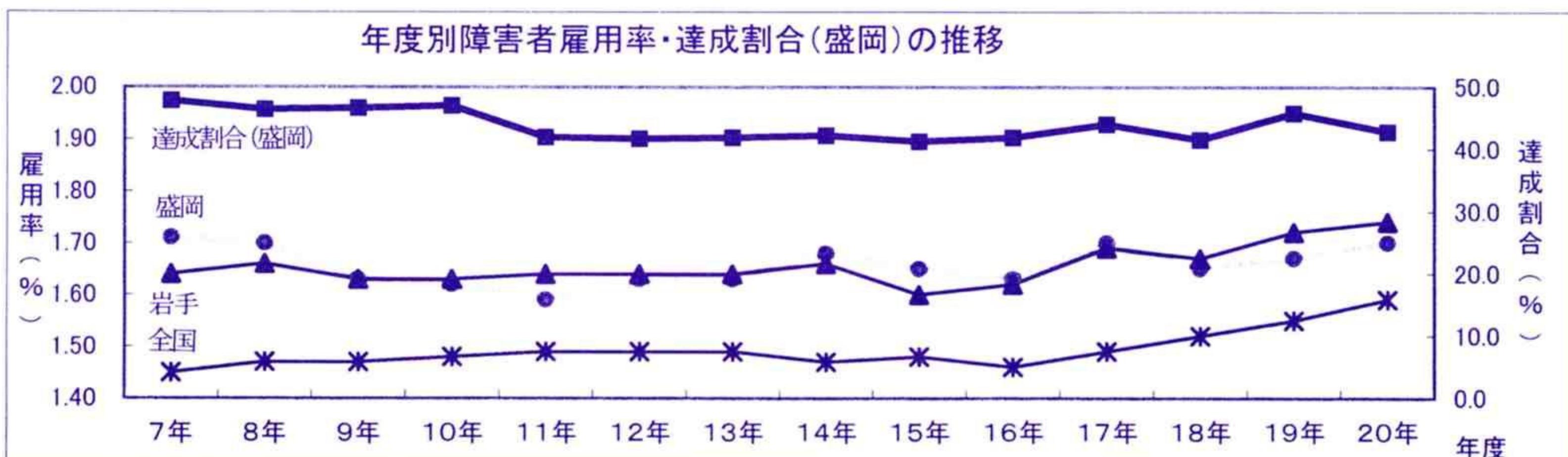
☆お問合せは盛岡公共職業安定所 1階④窓口(専門相談部門)まで 019-624-8904(内線729)

### ◆◆◆『障害者雇用率制度』に対するご理解とご協力をお願いします ◆◆◆

平成20年6月1日現在で、常用労働者56人以上の企業を対象に実施した「障害者雇用状況報告書」の集計結果によると、ハローワーク盛岡管内の企業における障害者の雇用率は1.70%となり、前年と比較して0.03ポイント増加しました。これは、全国平均の1.59%を上回ってはいるものの、岩手県の1.74%及び障害者雇用促進法で定められている法定雇用率1.8%を下回っている結果となっています。

障害者の方々が、その適性と能力に応じた働く場を得て、社会経済活動に参加し、働く喜びと生きがいを見出すことのできる社会を実現するため、ハローワーク盛岡では、法定雇用率を達成していない企業を中心として求職者情報の提供のほか、各種助成金の周知啓発を図りながら、障害者の雇用促進に努めています。

障害者雇用を進めるうえで、県民はもとより事業主の方々のご理解とご協力が必要不可欠であり、特に法定雇用率を下回っている企業におかれましては、なお一層のご協力をお願いいたします。



## 『もりおか就職面接会』開催される

参加企業 前年度を下回り24社にとどまる！

7月23日（木曜日）に「もりおか就職面接会」が、盛岡市・盛岡公共職業安定所・盛岡地域雇用開発協会・盛岡商工会議所などの主催により、市内のホテルで開催されました。

昨年からの景気低迷により参加企業は、前年度の42社を大きく下回る24社となりましたが、来春卒業予定の大学生・短大生・専門学校生など161人（前年度は152人）が盛岡地域への就職をめざして各ブースを回り、人事担当者からの説明に熱心に聞き入っていました。中には、長い列ができるブースもありましたが、各企業の担当の方々からのきめ細かい熱意に充ちた懇切な説明をいただきましたことに感謝を申し上げます。



事業主の皆さんご存知ですか！

## 雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金について

～雇用する労働者に対し休業、教育訓練又は出向を行い、その雇用の維持を図る事業主を支援します～

### ◆助成金の概要◆

景気の変動、産業構造の変化などの経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業、教育訓練又は出向により、労働者の雇用の維持を図る場合、その賃金等の一部を助成します。

### ◆支給対象◆

- ◎支給対象事業主：雇用保険適用事業所
- ◎支給対象労働者：雇用保険被保険者（被保険者であった期間は問いません）

### ◆支給要件◆

- ①最近3か月の生産量、売上高等の指標がその直前3か月又は前年同期と比べて5%以上減少していること（中小企業で前期決算等の経常損益が赤字の場合、5%未満の減少でも可能）
- ②実施する休業、教育訓練及び出向が労使協定に基づくものであること（計画届の提出時に協定書の提出が必要）等

### ◆受給手続き◆

本助成金は事業主が指定した1年間の対象期間について、実際に休業を行う判定基礎期間（賞金締切期間）ごとに事前に計画届を提出することが必要です。支給申請期間は判定基礎期間終了後1か月以内です。（下記イメージ参照）

### 助成内容

#### 大企業（雇用調整助成金）

- 休業、教育訓練、出向に係る費用の助成率：2/3
- 教育訓練実施に係る加算額：4,000円

解雇等を行わない場合

$$2/3 \Rightarrow 3/4$$

#### 中小企業（中小企業緊急雇用安定助成金）

- 休業、教育訓練、出向に係る費用の助成率：4/5
- 教育訓練実施に係る加算額：6,000円

$$4/5 \Rightarrow 9/10$$

※解雇等は雇止め、派遣労働者の  
中途契約解除等を含みます。

※教育訓練実施に係る加算額を除いた日額は7,685円が上限



### 1 助成金の支給対象が広がりました！

#### ♪対象労働者の拡大

雇用保険被保険者期間6か月以上の労働者を対象としていましたが、期間を問わず被保険者全員が対象となり、新規学卒者等も利用できるようになりました。

#### ♪生産量要件の見直し

従来、原則として「生産量」により事業活動の縮小を確認していましたが、今後は「売上高又は生産量」により確認できるようになりました。

#### ♪特例短時間休業を支給対象に追加

1時間単位で休業する場合は、事業所の被保険者全員がいっせいに休業する必要がありました。労働者ごとに1時間単位で休業することが可能となりました。

#### ♪助成対象となる教育訓練の基準の見直し

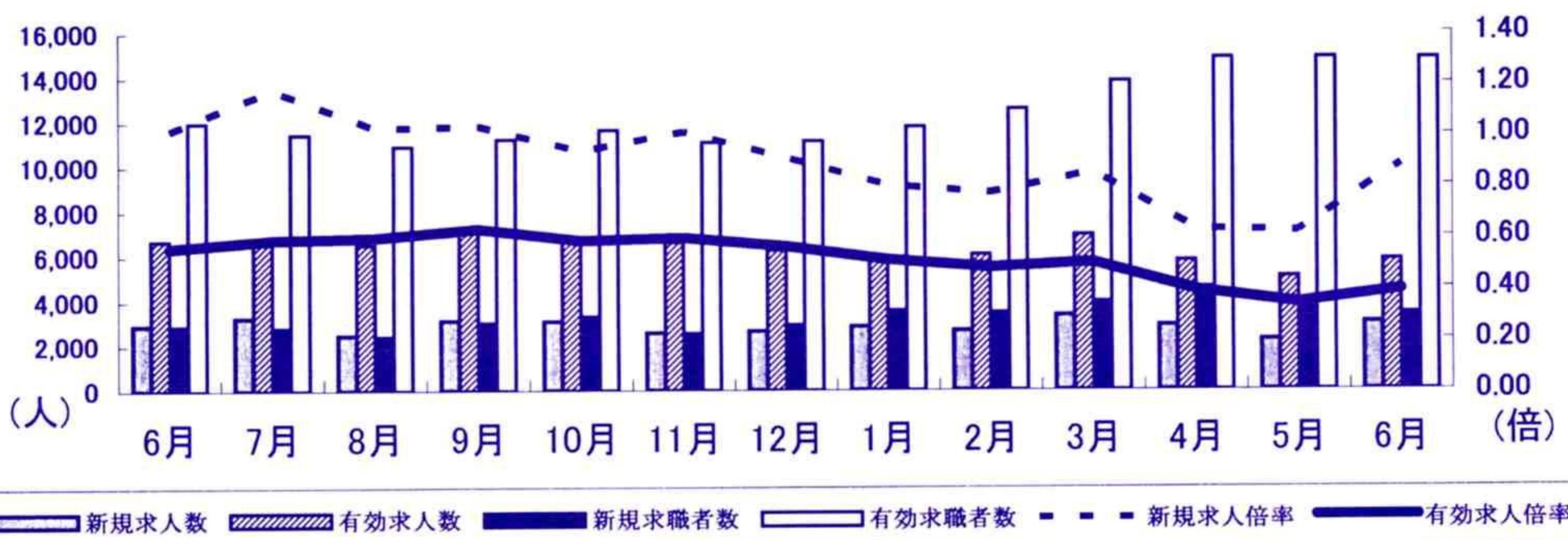
当該企業における仕事に関する知識、技能若しくは技術の習得又は向上を目的とするものや、当該企業にとって今後の生産性向上につながると認められるものであれば、幅広く認められるようになりました。

### 3 支給申請がしやすくなりました！

♪支給対象となる休業等から、時間外労働等を行った時間数を相殺して支給額を決定していましたが、この取扱いを廃止しました。

♪申請様式について、一部の支給申請書等を除いて、所定の事項が記載されていれば、事業所が作成した任意の様式により申請することが可能になりました。

## 最近の求人求職の動き



## ハローワークプラザ盛岡

ヤングハローワーク（1F）

TEL 019-653-8609 FAX 019-653-8608

ハローワークプラザ（2F）

TEL 019-623-4800 FAX 019-622-1638

マザーズサロン盛岡（2F）

TEL 019-907-0203 FAX 019-622-1638

〒020-0024 盛岡市菜園1丁目12-18 盛岡菜園センタービル

## 発行 盛岡公共職業安定所

〒020-0885 盛岡市紺屋町7番26

TEL 019-624-8905 FAX 019-652-7199

沼宮内出張所 岩手郡岩手町大字沼宮内7-11-3

〒028-4301 TEL 0195-62-2139 FAX 0195-62-1312